

★市民主体の「まちづくり事業」を募集します★

市では、市民の皆さんとともに考え行動しながら、協働のまちづくりを進めています。このたび、自分たちの力で、地域の課題を解決し、活力を生み出すとするグループや団体を応援するため、「葦崎市公募・提案型補助金」を創設しました。

皆さんの日ごろの思いやアイデアを活かしたまちづくりを仲間と一緒にチャレンジしてみませんか。

多数のご提案をお待ちしています。

■補助の対象となる団体
市内に活動拠点を有し5名以上で構成され、その過半数が市内に在住、勤務又は在学している市民団体又はグループ

■補助の対象となる事業
市民団体やグループ等が自主的に取り組むもののうち、その活動が市民福祉の向上及び地域社会の発展など公益に寄与する事業。

※施設の建設等を目的とするものや国・県・市又は市関連団体から補助金、助成金の交付を受けている事業は除く。

■補助の内容
・1団体当たり50万円を限度
(補助対象経費の1/2以内)

・同一事業に対し、年度中1回まで(計3回を限度)

■事業の例

- ①お年寄り子どもたちがふれあう機会を作りたい!
- ②「遊びを通じて世代間交流事業」
- ③「子どもとおかえりウォーキング」
- ④「郷土料理による健康づくり事業」
- ⑤伝統行事を活かして地域を盛り上げたい!地域の風習や歴史を掘り起こして子どもたちに伝えていきたい!

「郷土の偉人に学ぶまちづくり事業」
これらは第6次長期総合計画策定にあたってのまちづくりワークショップで参加された市民の皆さんから出されたアイデア(協働の種)の一部です。

皆さんのアイデアをどしどしお寄せください。

■申請方法

- (1)申請期間
7月1日(水)～12月25日(金)
- (2)申請書類
①葦崎市公募・提案型補助金



交付申請書

- ②団体の規約等
- ③事業の実施スケジュール
- ④団体の活動報告書及び収支決算書
- ⑤その他補助金の交付に関し参考となる書類等

(3)申請手続
市企画財政課で配布する申請書に必要事項を記入し、企画財政課へ郵送又は直接提出してください。

申請書は市ホームページからダウンロードできます。

■補助事業実施期間
補助金交付の日から平成22年3月31日まで

■審査と交付決定
申請書及び書類を基に、市による審査を行い、補助金の交付を決定します。内容の審査にあたりヒアリングを実施する場合があります。

結果は、各応募団体に通知するほか、対象となった事業・団体については、広報にらさき及び市ホームページで公表します。

■お問い合わせ・お申し込み
企画財政課企画推進担当
(内線3555)
<http://www.city.nirasaki.lg.jp/>

遊休農地：過去1年以上作物を栽培していないが、多少手を加えれば耕地になる可能性のある農地

荒廃農地：多年生雑草や灌木が繁茂し、通常の農業用機械では耕起が不可能な農地(田・畑)や、改植を行わなければ通常の作物栽培ができない状態の農地(樹園地)



■お問い合わせ
農林課農林振興担当
(内線223・224)

市では、近年増加している遊休農地の解消に向け、農地に賃借権を新規設定し、規模拡大を目指す農業者(借り手)のみなさまに補助金を交付します。

【対象となる農地】

農業振興地域整備計画に基づく農用地区域内にある遊休農地

【賃借権の要件】

次の要件を全て満たしていることが必要です。

- ①農業経営基盤強化促進法に規定する利用権(賃借権に限る)の新規設定又は農地法第3条に規定する賃借権の新規設定
- ②5年以上の利用権設定があること。
- ③利用権の設定面積が5a以上あること

【補助金の額】

遊休農地	10a当たり	2万円
荒廃農地	10a当たり	5万円

※申請について詳しくはお問い合わせ下さい。

※耕作放棄地の再生利用に関しては、別に国の支援制度もあります。

「地域の農地をリフレッシュ」
遊休農地等利用促進補助金制度

34年災害から50年 ー災害シンポジウムー

- 日時 7月18日(土)
13時30分～16時30分
- 会場 東京エレクトロン荏崎文化ホール
小ホール ※入場無料
- 日程 基調講演
災害のフィルム放映
パネルディスカッションなど

◇防災士資格取得助成のお知らせ◇

災害の発生を防ぐことは出来ませんが、災害に対する知識と災害の発生後の対応知識を備えることにより、被害を大幅に軽減させるとは可能です。それを担うのが『防災士』です。

自主防災会にこのような『防災士』が配置され、防災意識の啓発や災害に備えた“自助・互助”による活動に取り組み防災体制が構築されます。

市では『防災士』の資格取得費の一部を助成しています。この機会に『防災士』になりませんか？

◆お問い合わせ

総務課防災交通担当 (内線339)

「大きな石が転がる音と鉄砲水の音が聞こえ、家の前の道路が川になった」
「釜無川では大きな木や家の屋根が流されていた」

昭和34年8月の台風7号の集中豪雨により大量の土砂や流木が釜無川に流出して、泥流が静かな農村地帯を襲い集落や人々をのりこみ、尊い生命や財産が奪われ、一瞬にして地獄絵と化しました。

あの日を忘れない 災害シンポジウム を開催します

「堤防が決壊して、武田橋が流され親に手を引かれ高台に避難した」
体験者には様々な光景が思い出されます。
この災害から50年を迎える本年、災害の恐ろしさを再度、認識するとともに、その教訓を後世に伝え、防災について考えるシンポジウムを開催します。
市民の皆様の参加をお待ちしております。

今年は、昭和34年の台風災害から50年という節目にあたります。
本市では、その災害が教訓となり、日頃から市民一人ひとりの水害に対する認識が高く、各地域での河川愛護活動が永い間続いております。
今年も、各自治会ごとに7・8・9月中の休日等を「河川愛護デー」の実施日と定め、洪水による水害の発生防止と河川に対する愛着を

安全で、きれいな川が好き 「河川愛護デー」水防意識を高めましょう！

高めることを目的に、河川・水路等の除草、清掃、土のうづくり等の作業が行なわれます。
市民の皆様の積極的な参加をお願いいたします。
みずからの手で、河川の清掃を行い、安全な暮らしを守りましょう。
また、活動と同時に、洪水等の災害を想定し、避難場所・避難経路の確認、気象情報に注意するなどの心構えも必要です。

峡北広域事務組合 消防職員募集

■採用予定人員 (平成22年4月採用)
若干名 (性別不問)

■受験資格

◇年齢要件および学歴

昭和58年4月2日～

平成4年4月1日までに生まれた者

- ・消防職A 大学を卒業した者 (平成22年3月までに卒業見込みの者)
- ・消防職B 上記以外の者で高等学校を卒業した者 (卒業見込みの者)

◇住所要件

平成21年4月1日から引き続き荏崎市、北杜市、甲斐市および峡北地域近隣市町村に住所を有する者 (修学などのため当該地域内に住所を有さない者を含む)

◇その他

- ・日本国籍を有する者
- ・地方公務員法第16条に該当しない者
- ・消防職員としての身体要件を備えている者
- ・普通運転免許所有者 (取得見込みの者)

■申込受付期間

7月21日(火)～8月11日(火)

9時～17時30分 (土・日曜日は除く)

■必要書類の配布

申込書・試験実施要綱を7月14日(火)から峡北広域行政事務組合総務課にて配布

■お申し込み・お問い合わせ

峡北広域行政事務組合総務課

☎22-3311 (内線20・58)



サマージャンボの夏が来た！

